

## S-GAPロゴマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、S-GAP農場評価制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、S-GAPロゴマーク（以下、「マーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

### (マークの仕様)

第2条 マークのデザイン、色及び縦横の比率等については、別紙1のとおりとする。

- 2 マークの使用者は、マークをみだりに改変して使用してはならない。
- 3 別紙1に定める文字デザインについては、単独での使用も可能とする。

### (使用の範囲及び使用上の遵守事項)

第3条 マークは、要綱第3条に定める次の者が使用できるものとする。ただし、いずれも有効期間内の者に限る。

- (1) S-GAP実践農場
- (2) S-GAP実践集団
- (3) S-GAP実践農場plus
- (4) S-GAP実践集団plus

2 マークは、次のいずれかにおいて使用できるものとする。

- (1) 前項に規定する者の農場、施設等における掲示物
- (2) 前項に規定する者が農場をPRするために作成するPR資材等  
(使用例：名刺、農場のホームページ、チラシ、POP等)

3 前項(2)のうち、農産物の販売と併せて使用する場合には、別紙2に例示するS-GAPに関する説明の文言を合わせて記載する。なお、農産物の包装材への掲載は原則不可とするが、掲載を希望する場合は別途所管の農林振興センターを經由して、農産物安全課に協議するものとする。

### (使用申請及び承認)

第4条 このマークの使用を希望する者は、「様式1 S-GAPロゴマーク使用申請書」により、所轄の農林振興センター所長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、要綱第3条に定めるS-GAP実践集団およびS-GAP実践集団plusの場合は、集団名での申請も可能とする。
- 3 申請を受けた農林振興センター所長は、内容を審査の上、本規程に適合していると認める場合には、「様式2 S-GAPロゴマーク使用承認書」によりマークの使用を承認する。
- 4 農林振興センター所長は、マークの使用状況を把握するため、マークの使用承認の内容を記載した台帳を整備する。

(使用状況の調査)

第5条 農林振興センター所長は、マークの使用状況を確認する必要があると認めるときは、マークの利用者に対して使用状況の調査を行うことができる。

(使用承認の取消)

第6条 農林振興センター所長は、マークの使用承認を受けた者に対し、下記の場合にはその承認を取り消し、「様式3 S-GAPロゴマーク使用承認取消書」により通知する。

- (1) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき
- (2) 第3条第2項および第3項に定める事項を遵守しなかったとき
- (3) 第5条に定める調査等においてマークの使用が適切でないと認める場合
- (4) その他、この規程に違反したとき

2 前項の規定により使用承認の取消を受けた者は、通知日よりマークの使用を中止するとともに、下記のとおり対応しなければならない。

- (1) 必要に応じて、出荷先等への情報提供
- (2) マークを印刷した資材等に余剰が生じた場合は責任を持って管理

(損失補償等の責任)

第7条 知事は、マークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

附則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。